

女性活躍推進法第19条第6項の規定に基づく実施状況の公表について

1. 数値目標に係る実績

(1) 配偶者出産休暇、育児参加休暇

目 標	配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の合計3日以上取得割合を令和5年度までに100%にします。		
一般行政職	R3年度	R2年度	R2年度
(実績)	該当者なし	該当者なし	該当者なし

(2) 年次有給休暇

目 標	職員の年次有給休暇の取得日数を令和5年度までに10日以上にします。		
一般行政職	R3年度	R2年度	R元年度
(実績)	9.7日	9.1日	10.5日

2. 取組内容

(1) 男性職員の育児への参加

- 令和元年度 配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の該当者がいないため、周知を行わなかった。
- 令和2年度 前年度と同様
- 令和3年度 前年度と同様

(2) 年次休暇の取得強化

- 令和元年度 年5日以上の取得推進を行った。
- 令和2年度 前年度と同様に実施した。
- 令和3年度 前年度と同様に実施した。